

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		受給者証の再交付
根拠法令及び条項		新座市重度心身障がい者医療費支給に関する条例施行規則 (受給者証) 第4条 [略] 2～3 [略] 4 受給者証を破損し、又は亡失した者は、重度心身障がい者医療費受給者証再交付申請書を市長に提出し、再交付を受けることができる。 5～8 [略]
所管部課係名		総合福祉部障がい者福祉課給付係
審査基準	関係条項	新座市重度心身障がい者医療費支給に関する条例 (定義) 第2条 この条例において「重度心身障がい者」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。 (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障がい者手帳の交付を受けた者又は特別の理由により当該身体障がい者手帳を所持していない者で、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める1級、2級又は3級の障がいを有するもの (2) 埼玉県療育手帳制度要綱（平成14年埼玉県告示第1365号）に基づく療育手帳の交付を受けた者又は特別の理由により当該療育手帳を所持していない者で、同要綱で定める「㊤」、「A」又は「B」の障がいを有するもの (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けた者又は特別の理由により当該精神障がい者保健福祉手帳を所持していない者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項の表に定める1級の障がいを有するもの (4) 65歳以上75歳未満の者であつて、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）別表で定める程度の障がいの状態にある旨の埼玉県後期高齢者医療広域連合の認定を受けたもの (5) 75歳以上の者であつて、高齢者の医療の確保に関する法律施行令別表で定める程度の障がいの状態にある旨の市長の認定を受けたもの (対象者) 第3条 この条例による医療費の支給の対象となる者（以下「対象者」という。）は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）及び規則で定める社会保険各法（以下「医

		療保険各法」という。)による被保険者、組合員又は加入者(被保険者、組合員又は加入者であつた者を含む。以下「被保険者等」という。)及び被扶養者である重度心身障がい者であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 本市に住所を有する者(次に掲げる者を除く。) ア 他の市町村(特別区を含む。以下同じ。)から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条又は第30条の規定による指定障がい福祉サービス等又は基準該当障がい福祉サービスに対する介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給を受け、入所、入院又は入居している者 イ 他の市町村から援護を受け、介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第11項に規定する特定施設に入居し、又は同条第25項に規定する介護保険施設に入所している者 ウ 他の市町村長が老人福祉法(昭和38年法律第133号)第11条第1項第1号の規定により、同法第20条の4に規定する養護老人ホームに入所を委託している者 エ 他の市町村長が身体障害者福祉法第18条第1項の規定により、共同生活援助を行う住居に入居させて障がい福祉サービスの提供を委託している者 オ 他の市町村長が身体障害者福祉法第18条第2項の規定により、障がい者支援施設等又は指定医療機関に入所又は入院を委託している者 カ 他の市町村長が知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の4の規定により、共同生活援助を行う住居に入居させて障がい福祉サービスの提供を委託している者 キ 他の市町村長が知的障害者福祉法第16条第1項の規定により、障がい者支援施設等に入所させてその更生援護を行うことを委託している者 ク 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の2第1項の規定による障がい児入所給付費の支給を受け、指定障がい児入所施設等に入所している者であつて、次のいずれにも該当しないもの (ア) 対象者が18歳以上の者であつて、満18歳となる日の前日に対象者の保護者であつた者(この項において「保護者であつた者」という。)が本市内に住所を有していたもの (イ) 対象者が18歳以上の者であつて、満18歳となる日の前日に、保護者であつた者がいない場合若しくは住所を有しない場合又は保護者であつた者の住所が明らかでない場合において、対象者の所在が本市内にあつたもの (ウ) 対象者が18歳未満の者であつて、対象者の保護
--	--	--

		者が障がい児入所給付費の支給を受け本市内に住所を有するもの (エ) 対象者が18歳未満の者であつて、対象者の保護者が住所を有しない場合又は明らかでない場合において、当該保護者の現在地が本市内にあるもの ケ 国民健康保険法第116条の2の規定により、他の市町村の区域内に住所を有するものとみなされる者 コ 高齢者の医療の確保に関する法律第55条及び第55条の2の規定により、後期高齢者医療広域連合(埼玉県後期高齢者医療広域連合を除く。)が行う後期高齢者医療の被保険者である者 (2) 本市から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条又は第30条の規定による指定障がい福祉サービス等又は基準該当障がい福祉サービスに対する介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給を受け、本市の区域外に設置されている障がい者支援施設等、指定医療機関又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成14年法律第167号)第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設(第6号において「のぞみの園」という。)に入所、入院又は入居している者(共同生活援助を行う住居への入居者を含む。) (3) 本市から援護を受け、本市の区域外に設置されている介護保険法第8条第11項に規定する特定施設に入居し、又は同条第25項に規定する介護保険施設に入所している者 (4) 市長が老人福祉法第11条第1項第1号の規定により、本市の区域外に設置されている同法第20条の4に規定する養護老人ホームに入所を委託している者 (5) 市長が身体障害者福祉法第18条第1項の規定により、本市の区域外に設置されている共同生活援助を行う住居に入居させて障がい福祉サービスの提供を委託している者 (6) 市長が身体障害者福祉法第18条第2項の規定により、本市の区域外に設置されている障がい者支援施設等又は指定医療機関に入所又は入院を委託している者 (7) 市長が知的障害者福祉法第15条の4の規定により、本市の区域外に設置されている共同生活援助を行う住居に入居させて障がい福祉サービスの提供を委託している者 (8) 市長が知的障害者福祉法第16条第1項の規定により、本市の区域外に設置されている障がい者支援施設等又はのぞみの園に入所させてその更生援護を行うことを委託している者 (9) 埼玉県から児童福祉法第24条の2第1項の規定による障がい児入所給付費の支給を受け、本市の区域外に設
--	--	--

		置されている指定障がい児入所施設等に入所している者であつて、次のいずれかに該当するもの ア 対象者が18歳以上の者であつて、満18歳となる日の前日に保護者であつた者が本市内に住所を有していたもの イ 対象者が18歳以上の者であつて、満18歳となる日の前日に、保護者であつた者がいない場合若しくは住所を有しない場合又は保護者であつた者の住所が明らかでない場合において、対象者の所在が本市内にあつたもの ウ 対象者が18歳未満の者であつて、対象者の保護者が障がい児入所給付費の支給を受け本市内に住所を有するもの エ 対象者が18歳未満の者であつて、対象者の保護者が住所を有しない場合又は明らかでない場合において、当該保護者の現在地が本市内にあるもの (10) 国民健康保険法第116条の2の規定により、本市内に住所を有するものとみなされる者 (11) 高齢者の医療の確保に関する法律第55条の規定により、埼玉県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者である者で、同条に定める入院、入所又は入居前に本市内に住所を有していたもの (12) 高齢者の医療の確保に関する法律第55条の2の規定により、埼玉県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者である者で、本市内に住所を有するものとみなされていたもの (13) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象としない。 (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者 (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者 (3) 児童福祉法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4に規定する里親に委託されている者 (4) 重度心身障がい者となつた年齢が65歳以上の者（前条第4号又は第5号に規定する重度心身障がい者であつて、満65歳となる日の前日までに高齢者の医療の確保に関する法律施行令別表で定める程度の障がいの状態にある旨の市長の認定を受けたものを除く。） (5) 他の地方公共団体が実施する医療費支給事業により医療費の支給を受けることができる者
--	--	--

	関 係 条 項	
	基 準 (未 設 定 の 場 合はその理由)	未設定 (再交付の申請の事由は、条文で明確に規定されているため)
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成１１年７月１日設定（令和６年７月１日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	総日数 １４日
	設 定 等 年 月 日	平成１１年７月１日設定（平成３０年７月４日最終変更）